第16回犯罪被害者等施策推進会議

令和5年6月6日

○谷国家公安委員会委員長 本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。ただ今より、「第16回犯罪被害者等施策推進会議」を開会いたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、「犯罪被害者等施策の一層の推進について (案)」であります。お手元の 資料2を御覧ください。

これは、犯罪被害者等施策について、今般、犯罪被害者の方々からの御意見・御要望や 自由民主党の提言などを受け、これから実施していく取組として5項目を取りまとめたも のです

1点目は、犯罪被害給付制度の抜本的強化について、必要な財源のあり方を含めて検討を行い、必要な施策を実施するものです。

2点目は、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設について検討を進め、法整備を含めた必要な施策を実施するものです。

3点目は、国における司令塔機能の強化について、国家公安委員会・警察庁において、 総合的な調整を十分に行い、犯罪被害者等施策の一層の推進を図るものです。

4点目は、地方における途切れない支援の提供体制の強化について、ワンストップサービスの実現に向けて検討を行うなどし、必要な施策を実施するものです。

5点目は、各分野にわたる社会保障等制度について、犯罪被害者の方々も利用し得ることを周知するなどの取組を行うものです。

私からの説明は以上になります。

今の説明に関連して、閣僚の皆様から御発言をお願いいたします。

齋藤法務大臣、お願いいたします。

○齋藤法務大臣 犯罪被害に遭われた方々やその御家族・御遺族が、一日も早く被害から 回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう、きめ細かな寄り添った支援をすること は、大変重要であると考えております。

法務省におきましては、一定の犯罪被害者やその御家族・御遺族が早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、「犯罪被害者等支援弁護士制度」の創設に向け、速やかに具体的な検討を進めていきたいと考えております。

○谷国家公安委員会委員長 ありがとうございました。

続いて、簗文部科学副大臣、お願いいたします。

○築文部科学副大臣 文部科学省では、教育費負担軽減の観点から、義務教育段階における市町村での就学援助、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度などの制度を実施しております。

これらの制度は、家計急変により支援を必要とする犯罪被害者等も御活用いただけるものとなっています。

文部科学省としては、支援を必要とする児童生徒等が確実に制度を利用できるよう、関係省庁とも連携の上、近く関係機関に対して通知を発出したいと考えています。

○谷国家公安委員会委員長 ありがとうございました。

それでは、私からも一言申し上げさせていただきます。

警察庁において検討を予定している「犯罪被害給付制度の抜本的強化」「地方における 途切れない支援の提供体制の強化」は、犯罪被害者の方々への支援をより一層充実させる 上で非常に重要なものであると認識しております。

各制度・体制のより良いあり方について、検討を進め、必要な施策の実現に取り組んで まいります。

国家公安委員会・警察庁においては、司令塔としてより一層リーダーシップを発揮し、 犯罪被害者の方々に必要な支援をお届けできるよう、施策の一層の推進を図ってまいりま す。

私からの発言は以上です。

有識者委員の方から御発言がありましたらお願いいたします。

まずは、太田委員、お願いいたします。

○太田委員 慶應義塾大学の太田でございます。

今回の決定は犯罪被害者のために早急に整備すべきものでございますけれども、この他 にも中長期的に検討する課題・施策もございます。

特に、犯罪者は長期にわたって刑務所に収監されるため、犯罪被害者は損害賠償を受けることができません。そこで、刑務所内での作業や報奨金等の見直しを行い、犯罪被害者への賠償につなげていくべきだというふうに考えております。

総理や法務大臣、閣僚の先生方におかれましては、この点に関しましても、御検討を賜りますよう伏してお願い申し上げる次第でございます。

○谷国家公安委員会委員長 ありがとうございました。

続いて、正木委員、お願いいたします。

○正木委員 弁護士の正木です。本日の決定は犯罪被害者等の施策推進の大きな1ページ になると思っております。

日弁連が長きにわたって求めてきました犯罪被害者等支援弁護士制度がようやく創設 されることとなりました。被害者等にとってより良いものとなり、利用しやすい制度の創 設を期待しております。

また、被害者の権利の観点からとても重要な経済的支援の強化に関しましては、犯罪被害給付制度について、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、給付水準の大幅な引き上げ等が盛り込まれております。まずは、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

○谷国家公安委員会委員長 ありがとうございました。

最後に、和氣委員、お願いいたします。

○和氣委員 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事の和氣でございます。また、2000年に交通犯罪で娘の命を奪われた犯罪被害者でもあります。2005年から17年間、犯罪被害者支援を栃木の被害者支援センターで犯罪被害相談員として携わってまいりました。しかし、まだまだ被害者等への支援が不十分であると常々感じておりました。

自由民主党PTの提言などを踏まえた今回の決定の内容は、被害者等支援がより手厚くなっておりますので、今後ますます充実した支援になるものと期待しております。

○谷国家公安委員会委員長 ありがとうございました。

それではお諮りいたします。案のとおり、推進会議として決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

○谷国家公安委員会委員長 御異議なしと認めます。よって、案のとおり、決します。 ここで、プレスの入室をお願いいたします。

(報道関係者入室)

- ○谷国家公安委員会委員長 それでは、最後に、会長であります岸田内閣総理大臣より、 御挨拶をいただきます。
- ○岸田内閣総理大臣 犯罪被害者等施策については、これまで、4次にわたり策定された 犯罪被害者等基本計画に基づき、様々な施策が進められてきました。

他方で、犯罪被害者やその御家族・御遺族からは、「被害原因や居住地域によって、支援 内容に差がある」、「今なお、その置かれた状況に応じた必要な支援が受けられていない」 など、切実な声をいただいております。

こうした声を踏まえ、本日決定した「犯罪被害者等施策の一層の推進について」においては、①給付水準の大幅な引上げを含む、犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討、②弁護士による継続的・包括的な支援等を受けられるようにする、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設、③実務を担う警察庁における体制強化を含む、国による司令塔機能の強化など、今後進めるべき 5 項目の取組を定めたところです。

それぞれの項目について、示された期限までに確実に結論を出してください。

犯罪被害者の方々が一日も早く被害から回復し、再び平穏な生活を送ることができるようにするためには、国、地方公共団体、その他様々な関係機関・団体等が緊密に連携・協

力し、支援に取り組むことが重要です。

関係閣僚におかれては、現行の「第4次犯罪被害者等基本計画」に加え、本日の決定に 基づき、犯罪被害者等施策の充実・強化に全力で取り組んでいただくよう、お願いいたし ます。

○谷国家公安委員会委員長 ありがとうございました。 ここで、プレスは退出いただきますよう、お願いいたします。

(報道関係者退室)

○谷国家公安委員会委員長 以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。 本日は誠にありがとうございました。

Webで参加の野坂先生、どうもありがとうございました。